

## 備南衛生施設組合建設工事等入札心得

(趣旨)

第1条 本組合が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び測量、建設コンサルタント業務等（測量、設計、地質調査、補償の積算、樹木のせん定及びこれらに相当する業務をいう。）における競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項については、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札の基本事項)

第2条 入札参加者は、入札説明書及び設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）を熟知のうえ、適正な積算を行い、入札しなければならない。

- 2 建設工事の入札参加者は入札書の提出に併せて、入札金額内訳書を提出しなければならない。
- 3 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で提出する。
- 4 入札後に誤り等が判明した場合でも、入札参加者の提出した入札書及び入札金額内訳書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 5 入札参加者の責めによらない特別な場合を除き、入札参加に関する手続きの締切日時等の延期は認めない。
- 6 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- 7 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札保証金)

第4条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。  
ただし倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号。以下「財務規則」という。）第154条第3号及び第169条の規定に該当する場合は免除する。

（入札の辞退）

第5条 入札参加者は、入札金額の登録前はいつでも入札を辞退することができる。ただし、いったん辞退した場合はそれを撤回することはできない。

（入札の中止等）

第6条 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 一般競争入札において、入札参加者がいない場合は入札を中止する。

（開札）

第7条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札した者のうち立会いを希望する者（委任状による代理人を含む。）を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

（無効の入札）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札公告又は入札説明書に示した条件に違反して応札した入札
- (4) 入札手続きに関する権限を委任されていない代理人がした入札
- (5) 同一入札事項について2人以上の入札参加者の代理をした者がした入札
- (6) 同一入札事項について、他の入札参加者の代理をした者がした入札
- (7) 談合その他不正行為により入札手続きを行ったと認められる者がした入札
- (8) 建設工事の1回目の入札において、入札金額内訳書が添付されていない入札
- (9) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札

（落札者の決定方法）

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（地方自治法施行令第167条の10の2に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が組

合にとって最も有利なもの)をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項ただし書きに該当するおそれがある入札を行った者は、関係職員の行う調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。  
(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより、落札者を決定する。

2 前項の場合において、立会人が不在、または、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札に関係のない組合職員にくじを引かせる。

(入札回数)

第11条 入札回数は最高3回とする。

(契約書等の提出)

第12条 落札者は、組合から交付された契約書(仮契約書を含む。)等に記名押印し、落札決定の日から14日以内に組合に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書等を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(契約保証金等)

第13条 落札者は、前条の契約書等の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(1) 組合が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券

(2) 組合が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する、金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

(1) 当初契約時において請負代金の額が500万円未満の建設工事の請負契約を締結をした

とき、又は200万円未満の測量、建設コンサルタント業務等の請負契約を締結をしたとき。(財務規則第175条第3号に該当しない場合を除く。)

- (2) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の100分の10以上)を締結したとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約(保証金額は、契約金額の100分の10以上)を締結したとき。